

海津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成26年6月12日に海津市議会第2回定例会を海津市議場に招集する。

平成26年5月12日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1番	飯 田 洋 君	2番	藤 田 敏 彦 君
3番	赤 尾 俊 春 君	4番	浅 井 まゆみ 君
5番	橋 本 武 夫 君	6番	松 田 芳 明 君
7番	六 鹿 正 規 君	8番	堀 田 みつ子 君
9番	森 昇 君	10番	松 岡 光 義 君
11番	服 部 寿 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	伊 藤 誠 君	14番	永 田 武 秀 君
15番	川 瀬 厚 美 君		

不応招議員（なし）

## 平成26年海津市議会第2回定例会

### ◎議事日程(第1号)

平成26年6月12日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 平成25年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第46号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第47号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第48号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第50号 平成26年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第51号 海津市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について
- 日程第15 議案第52号 海津市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第53号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第54号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第55号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第56号 工事請負契約の締結について

◎出席議員（15名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	橋本武夫君	6番	松田芳明君
7番	六鹿正規君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	伊藤誠君	14番	永田武秀君
15番	川瀬厚美君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部次長 (施設担当)	岡田健治君	総務部次長兼 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	渡邊良光君
総務部企画財政課長	白木法久君	市民環境部長	鈴木照実君
健康福祉部長	木村元康君	健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	伊藤裕康君
産業経済部長	中島智君	建設水道部長	丹羽功君
危機管理局兼 危機管理監察 室長	三木孝典君	教育委員会 事務局局長	服部尚美君
教育委員会 事務局次長 (施設担当)	菱田昭君	会計管理者	馬場司郎君
監査委員事務局併 公平委員会 事務局書記長	徳永廣徳君	農業委員会 事務局局長	石原八十司君

消 防 長 吉 田 一 幸 君      総務部税務課長 長谷川 誠 君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長      青 木      彰

議 会 事 務 局 兼 議 会 総 務 課 長 兼 議 事 調 査 係 長      古 川 和 典

議 会 事 務 局 議 議 会 総 務 係 課 長      水 谷 理 恵

◎開会宣告

○議長（川瀬厚美君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、平成26年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（川瀬厚美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番 赤尾俊春君、4番 浅井まゆみ君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（川瀬厚美君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月20日までの9日間をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間とすることに決定をいたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（川瀬厚美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

市長より、海津市新型インフルエンザ等対策行動計画について提出がありました。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定による報告です。各位に配付し、報告といたします。

---

◎報告第1号 平成25年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから  
議案第56号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（川瀬厚美君） 日程第4、報告第1号から日程第19、議案第56号までの16議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） おはようございます。

本日、平成26年海津市議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件5件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第1号の平成25年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成25年度海津市一般会計予算のうち、総務費、総務管理費の統合庁舎建設事業（第Ⅱ期）で、7億1,458万2,000円、民生費、社会福祉費の自立支援システム改修事業で427万7,000円、民生費、児童福祉費の子ども・子育て支援新制度管理システム構築事業で775万5,000円、土木費、道路橋梁費の道路ストック老朽化対策事業で990万円、教育費、小学校費の吉里小学校大規模改造事業で2億2,770万円の5事業を、それぞれ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

次に、報告第2号の専決処分の報告につきましては、本年2月8日に平田町仏師川の市道において、公用車と軽自動車との交差点内での衝突事故が発生し、市内在住の軽自動車を運転していた相手方と和解し、損害賠償金を支払うものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第3号の専決処分の報告につきましては、本年2月13日に平田町土倉の市道において、歩道と側溝との間の段差により普通自動車が破損する事故が発生し、市内在住の普通自動車を運転していた相手方と和解し、損害賠償金を支払うものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年4月10日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第4号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることに伴い、地方法人税の創設による法人税率の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ及び経年車両の重課税、また移行一般社団法人等にかかわる非課税措置の廃止及び新築住宅等に対する固定資産税の軽減措置の延長等の内容の海津市税条例及び海津市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成26年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第5号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることに伴い、必要な保険税収入を確保するため、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額の引き上げ、また低所得者にかかわる保険税軽減として応益分の5割軽減、2割軽減について基準額を引き下げ等の海津市国民

健康保険税条例の一部を改正する条例を平成26年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、人事案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

議案第46号の海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成26年7月15日に任期満了となります海津市海津町鹿野120番地、加賀博和氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第47号の海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成26年7月15日に任期満了となります海津市平田町幡長531番地、高木謙次氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第48号の海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成26年7月15日に任期満了となります海津市南濃町吉田1556番地、伊藤数行氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号の海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、平成26年7月15日に任期満了となります海津市南濃町駒野1004番地1、大橋利氏を引き続き委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件1件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第50号の平成26年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ5,933万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ154億33万2,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、社会保障・税番号制度導入に伴いまして、総務費の総務管理費、一般管理費で関連例規の整備支援業務委託費107万7,000円、特定個人情報保護評価支援委託費及びシステム利用料319万8,000円、情報政策費では国庫支出金を財源に住民基本台帳システムの改修委託費615万6,000円を追加いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費で県支出金を財源に、西江・石津・吉里の各地区社協ふれあいサロン活動拠点整備事業補助金161万3,000円を追加し、老人福祉費の敬老の日お祝い事業ですが、当初計画しておりましたお祝い品をお米から市商工会商品券へ変更することに伴いまして、委託料から報償費、役務費への予算組み替えを行うとともに87万1,000円を追加し、児童福祉費、児童福祉総務費で子ども・子育て関連3法改正に伴います市の例規整備支援業務委託費60万円を追加し、保育園費で保育料納付書等の印刷製本費21万

6,000円、特別保育事業において、安心こども基金事業から保育緊急確保事業制度への補助メニュー移行に伴いまして、国・県補助率、補助基準額の変更により子育て支援拠点事業費141万4,000円、一時預かり事業費補助金565万8,000円を追加いたしました。

次に、衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費で今年度より始めました脳検診事業や胃がんリスク検診など、検診事業をわかりやすく広く周知するため、健康づくり事業紹介冊子の作成費121万5,000円を追加いたしました。

次に、農林水産業費の農業費、農地費で農地・水保全管理支払交付金から多面的機能支払交付金制度への移行によりまして、4分の1の市の増加負担分892万9,000円を追加いたしました。

次に、教育費の小学校教育費、学校管理費で昨年度寄附いただきました椎茸組合の寄附金を一部財源にいたしまして下多度小学校のクラスルーム改修246万3,000円、同屋内運動場への可搬式温風機2台の購入費60万円を追加し、中学校費、学校管理費で、日新中学校食堂棟の放送設備改修314万4,000円、同屋内運動場のバスケットゴール等改修650万円の施設修繕工事費を追加し、社会教育費、公民館費で故障に伴います海西公民館の地下タンクオイルポンプ交換45万1,000円、海津公民館視聴覚室等のエアコン改修工事費430万円を追加し、保健体育費、体育施設費で海津・南濃グラウンド、平田体育館の照明器具取替費及び南濃グラウンドのホームベース周辺の改修等の修繕費271万5,000円、南濃体育館の耐震補強計画策定委託料821万2,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金615万6,000円、民生費国庫補助金で保育緊急確保事業費補助金2,823万8,000円を追加し、県支出金、民生費県補助金で地域支え合い体制づくり事業費補助金161万3,000円、保育緊急確保事業費補助金2,053万8,000円を追加する一方で、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金1,232万円、地域子ども・子育て支援事業費補助金2,493万5,000円を減額し、繰入金、教育施設整備基金繰入金で昨年度の椎茸組合の寄附金積立額を下多度小学校整備に充てるため160万円、市債で南濃体育館耐震補強事業債780万円、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金3,064万2,000円を追加いたしました。

また、地方債の補正では、南濃体育館耐震補強事業債を追加させていただくものです。

続きまして、条例案件等について順次御説明申し上げます。

議案第51号の海津市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例につきましては、国が勸奨退職制度を廃止し、早期退職募集制度に移行したことから、岐阜県市町村職員退職手当組合においても岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部改正が行われました。そのため、本市においても勸奨退職に関する要綱を廃止し、定年前に退職する意思を有する職員の募集等の手続について定める必要があるため、条例を定めるものであります。

議案第52号の海津市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、大規模災害からの復旧に関する法律の施行に伴い、大規模災害による被害を受けて復興計画を作成する際に、本市の要請に応じて各関係機関から派遣される職員に対し、災害派遣手当を支給できるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第53号の海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され条項の変更があったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第54号の海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、海津市統合庁舎検討懇談会の役割が既に果たされたことから、海津市統合庁舎検討懇談会委員の報酬日額を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第55号の海津市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、屋外催しにかかわる防火管理に関して消防法施行令が一部改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第56号の工事請負契約の締結につきましては、消防救急デジタル無線システム整備工事について、5月28日に指名競争入札を7者により実施した結果、最低価格でありました中央電子光学株式会社大垣支店と契約額1億5,012万円で契約締結するものです。

海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川瀬厚美君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第1号の平成25年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

また、報告第2号と報告第3号の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

それでは、報告第4号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 8番 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） それでは、まず確認ですが、専決処分というのは議会を開くいとまがないときのやむを得ない手法ということだと思いますけれども、それでよろしいでしょう

か。

そして、施行期日についてなんですけれども、条例の中の施行期日が平成26年4月1日ではなく、平成26年10月1日、平成27年1月1日、平成27年4月1日というように、この6月議会に通常議案として上程できる部分があるのではないかと思うんですが、これについていかがでしょうか、お答えください。

○議長（川瀬厚美君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） まず専決処分の件につきましては、議員のおっしゃるとおりでございまして、議会を開くいとまがないときに専決処分をさせていただくということでございます。

それから、専決の時期がいかがなものかという御質問だと思いますが。

○8番（堀田みつ子君） 施行期日。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 施行日につきましては、おっしゃいますとおり、10月施行並びに平成27年4月1日施行という改正の部分もございますが、今回の条例改正につきましては、平成26年度の税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から税制の抜本改革を着実に実施するために、地方税法の改正が行われたものでございます。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法の施行規則及び航空燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されております。原則同年の4月1日からの施行ということでございまして、当市におきましても、この趣旨を踏まえ、早急に市民の皆様にも周知させていただき、また御理解をいただくために改正する税目ごとに施行日を明確にした上で、市条例の改正を専決処分により行わせていただいております。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） まず確認のほうは、開くいとまがないというふうなことではあります。議会を開く努力はされたんでしょうか。実際のところ、議員はいつ議会が開かれようとも招集されても出席をするという、そういった心構えで皆さんおいでになると思います。私もその心構えはあるつもりでございまして、臨時ということも考えられると思います。その点についてちょっと残念だなというふうに思っております。

今、その施行期日のことについてあれこれ皆さんに周知していただく、周知して皆さんに知っていただく、きちんとわかっていただくというふうにも言われましたけれども、でもそれならば、施行期日が先なので、きちんと議会で皆さんに審議をしていただいてそれから決めても遅くないと思っておりますし、たしか近隣の自治体では、施行期日が先の部分もありますの

で6月定例会に普通の議案として上程されるというふうにお聞きしておりますが、そういうこともあるのに、どうしてせつかく期日というのが、確かに4月1日からの地方税条例の部分かもしれません。でも、条例として施行されるというのは先のことじゃないですか。その点についてはどのように考えられたのか、お願いします。

○議長（川瀬厚美君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） まず平成26年4月1日での改正部分の条例の内容もございます。そうした中で、法の公布が3月31日にされたということで、議会を開いていただく時間等につきましても日にちがないということでの専決をさせていただいております。

それから再三申し上げますが、さきの施行日が10月並びに来年の平成27年3月という中で、それまでの間に議会を開いていただいて条例改正をということでございますが、先ほども申しましたように、一日も早く市民の皆様にも改正内容等も含めて周知をさせていただくということで判断をさせていただきまして、今回専決処分をさせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 堀田みつ子君。

○8番（堀田みつ子君） 実際、今回条例として変わる部分という中に軽自動車の税金があるんですけども、その部分って今回自動車取得税というのが減税されて、その穴埋めのために新規購入分の軽自動車税が引き上げられたというのが実態だと思います。実際価格の高い高級車や、燃費のよくない大型車の購入のためのものが減税されてきて、確かに軽の部分も減税されるでしょうけれども、どちらかというところとそういった大型であるとか、そういう高級車などの減税のほうが大きいんです。そういうことから考えますと、庶民の足である軽自動車税、こういうのが増税となることをそう簡単に、早く皆さんに周知するからと言って先に決めてしまうんじゃなくして、きちんと議会の中で議論をして、そうしてそれから議決していく、議員としてもやっぱりただ承認するというだけよりも、自分たちが責任を持ってこうしたことを決めていく、そういうことが大事なんじゃないかと私は思います。

それから、本当にこの後、中にも経年の自動車に対する加算というのもありますし、本当に大事に使って、今いろんなものをエコだとかと言うんですけども、もったいないということもあって、しっかり何年も、我が家では20年使っていた軽自動車もあるんです。実際のところそういうようなこともあるので、やっぱりきちんと議論していくということが大事であると思いますし、そして最後に、本当に効率的だとか、合理的な市政運営は本当に必要でしょう。でも、手続上できることを省略してやらないということは、御都合主義だというふうに言われても仕方がないと思います。こうしたことをないように、今後お願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（川瀬厚美君） 他にございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 今、堀田議員の質問に対して部長のほうから周知、それから御理解というような発言があったかと思えます。周知に関しては、当然できるわけでございますけれども、御理解ということに関して、こういった専決をやるだけで市民の方は理解をしていただけるのか、市民の方に理解をしていただけると思われるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 御理解と申しますのは、あくまで国の法律によって税率等の改正がございます。そうした中で、市町村において地方公共団体においてもその徴収等に関することにつきましての市税条例という条例がございます。そうした中で、国の法律並びに地方公共団体の税の徴収等につきましての定めが地方税法並びに市条例だと考えております。そうした中で、御理解をいただくということが個人、市民の皆様にとってされるか、されないかということも含めて、これは国民全体のことでございますし、御理解いただけるものとして改正をさせていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 恐らく国の決めたことだから仕方がないというふうに、市民の方も納得していただけるだろうというのが今部長の答弁かなと。しかし、そうなると国の決めたことは全て異議なしと、いずれの議会においても異議なしで通って当たり前というふうに私は判断しますが、違いますか。

○議長（川瀬厚美君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 御承知のように、国の法律は国のほうでの審議となりますし、地方公共団体での設けております条例等につきましては県・市町村ということになりますので、国が国の法律を改正するに当たって議会の場で御審議をいただくという機会はないものと思っております。そうした中で、各市町村での条例等の改正につきましての御審議をいただくということでございますので、その辺の御理解をいただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） そういったことを含めて、今堀田議員からの質疑の中に、やはり海津市議会においてはこういった問題についても議員の中からこういった意見もあった、こういった意見もあったよということを市民の皆様に、それこそ国の決めた問題であるが、海津市

議会においてはこの問題についてはこんな意見も出たんだよと、そういった意見を尽くされた上で議案が成立だというようなことを、私は当然そういった方向に持っていくがためにも、今堀田議員と同様、同じ考えを持っておるわけでございます。

ですから、専決処分というのは、内容によってはやむを得ないものも当然あるわけでございます。したがって、できる限り専決処分というのは控えていただいて、議会を開く日程がどうか云々は十二分に議長並びに議会運営委員会等よく相談をさせていただいて、安易な専決はなさないように、これは一つの要望としてつじつまない意見になったかと思えますけれども、終わります。

○議長（川瀬厚美君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川瀬厚美君） 総数14人のうち起立13人、起立多数です。よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第46号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。議案第46号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第47号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者あり]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 今回、固定資産評価委員会ですか、委員の選任に関する同意に関して同意を拒むものではございませんけれども、ひとつこういう方々の年齢、例えば年齢は幾つまで、例えばいろいろお世話になっておる委員会の委員もあるわけでございます。例えば選挙管理委員会とか、いろんなものもあるのかなあと、こういったものに関しての年齢というのは、例えば70歳とも決めておるのか、それとも75歳とも決めておるのか、そういったことに定年ではございませんけれども、やっていただけるうち、年齢に関係なくお願いをするのか、また一つの区切りとして年齢を区切っておられるのか、ちょっとその点だけお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 今回の固定資産の評価審査委員さん、ほか非常勤の委員さん方はほかに多々ございますが、年齢の制限を定めて選任をしていただくというような取り決めといたしますか、制約はございません。

[挙手する者あり]

○議長（川瀬厚美君） 六鹿正規君。

○7番（六鹿正規君） 私は、制約を設けようというものではございませんけれども、一つの区切りとしてそういった委員さんの年齢の若返りということもひとつ考えていく必要もあるのかなあとということも考えられます。そういったことを踏まえて、また今後そういったことを考えていかれるのか、いかれないのか、ちょっとその点だけお尋ねします。

○議長（川瀬厚美君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 先ほどから六鹿議員がおっしゃってみえます、例えば民生委員さんとか、保護司さんとか、任期中に75歳になる方については再任されないというような国のほうの通達がございます、そういった形で法的な方につきましては選任をさせていただいておるわけでございます。そういった事例もございますので、固定資産の審査評価委員の皆さんにつきましても、その辺のところも踏まえまして参考にさせていただいて、また人選のほうも今後させていただきたいと思っております。

まだ現在65歳とか、63歳の皆様でございますので、本当に現役のばりばりのしっかりやっただけの皆さんということで今回上程をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（川瀬厚美君） 他にございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。議案第47号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第48号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。議案第48号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 海津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第50号から議案第55号までの6議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第50号 平成26年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第51号 海津市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第52号 海津市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第53号 海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第54号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第55号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第50号から議案第55号までの6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第55号までの6議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は6月19日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、日程第19、議案第56号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

質疑ございますか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（川瀬厚美君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川瀬厚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（川瀬厚美君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会をいたします。

なお、次回は6月13日に再開しますので、よろしく願いをいたします。御苦勞さまでございました。

(午前9時46分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 26 年 9 月 1 日

議 長 川 瀬 厚 美

署 名 議 員 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 浅 井 まゆみ

